

景観形成重要建造物等指定一覧（令和5年度第16次指定）

令和6年2月20日指定

番号	地域	名称	住所	選定の理由等	写真等
16-1	東播磨	いでしおかん 出汐館	高砂市 西畑	1936（昭和11）年に鐘紡人絹工場の操業に合わせ建設され、現在は（株）カネカの福利厚生施設として活用。 アール状の壁面を持つ階段室が特徴。日本の近代化を支えた産業界の発展の様子を現代に伝える。	
16-2	北播磨	にいめ 新雄邸 （旧岡澤家住宅）	西脇市嶋	明治中期に建てられた住宅を、播州織の作家が体験宿泊施設として活用予定。 地域内でも大きな規模の屋敷構えで、むくりのある大屋根や装飾的な意匠など、この地域の発展を現在に伝える。	
16-3	中播磨	旧小國家住宅	神崎郡 福崎町 山崎	江戸末期に建てられた住宅と長屋門、昭和25年に建てられた診療所を、宿泊施設、店舗等として活用。 地域の中で担ってきた役割に合わせて改変しつつ、かつての庄屋の屋敷構えを残している。	
16-4	西播磨	富岡家住宅	揖保郡 太子町 糸井	1922（大正13）年頃 に建てられた住宅で主屋、長屋門など当初の屋敷構えが残っている。 木製ガラス窓やステンドグラス、造作の細部にモダンな生活に向けて変化する大正時代の特徴を今に伝える。	
16-5		たつ乃屋本店	佐用郡 佐用町 平福	明治期に建てられた醤油蔵、倉庫、住宅等が因幡街道沿いに建ち並ぶ。 切妻平入の町家が連なる中、倉庫の妻面が象徴的であり、地域の生活に密着した生業とともに、今なお当時の外観を残しつつ使用されている。	
16-6	丹波	本上田邸 （上田家住宅）	丹波市 春日町 柵原	明治後期に建てられた住宅で、主屋は「撰丹型民家」の平面と「妻入町家」の外観の特徴をもつ。 推定樹齢450年の大きなクスノキと一体となった構えは、庄屋として地域の中心的な存在であったことを現在に伝えている。	

景観形成重要建造物等の指定制度

兵庫県が景観の形成等に関する条例に基づき、
地域の景観の形成に重要な役割を果たしている
建築物や樹木（樹木の集団） を指定する制度です。



八上小学校(第8次指定)



仁部家住宅(第14次指定)



但馬安国禅寺とドウダンツツジ(第15次指定)

指定されると…

● 指定されたことを示す銘板をお渡しします。

● 県からの支援

①助成

建造物の場合：維持管理のための工事費等に対して**最大330万円**

樹木の場合：樹木医の診断や治療等に係る費用に対して**最大30万円**

②アドバイザー派遣

維持管理のために専門家に相談することができます。

● 所有者の方等へ維持管理と届出手続のお願いをしています

維持管理

景観形成重要建造物等の所有者の方等（所有者、管理者、占有者）には、優れた景観が損なわれないよう適切な維持管理に努めていただきます。

届出手続

次のような行為をする際は、届出が必要です。

- ① 景観形成重要建造物の改築、増築、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却
- ② 景観形成重要樹木の移植、伐採

※ただし、通常管理行為（同色での外壁塗装、外壁の補修、樹木の剪定）、外観の変更を伴わない修繕（雨漏りの補修、内部のリフォーム等）、危険防止のための応急措置等は、届出不要です。



【お問い合わせ先】

制度に関すること：兵庫県まちづくり部都市政策課 景観まちづくり班 078-362-9299
 支援に関すること：（公財）兵庫県まちづくり技術センター 078-367-1260